

# 3.20日 橋本市長選挙へ行こう

## 告示日および投票日時

告示日 3月13日(日)  
投票日時 3月20日(日) 午前7時～午後8時  
※ただし、杉尾、須河、谷奥深、嵯峨谷・竹尾の各投票所の投票時間は、午前7時～午後7時です。

## 投票所

橋本市選挙管理委員会から郵送する「投票所入場券」に記載された投票所で投票してください。

## 投票できる人

平成16年3月21日までに生まれた人で、令和3年12月12日までに本市で住民票が作成され、引き続き3カ月以上、本市の住民基本台帳に登録されている人。なお、投票日まで他の市町村へ転出された人は、投票できません。

## 投票所入場券

投票事務がスムーズに進むよう、投票所にお越しの際は「投票所入場券」をご持参ください。  
なお、「投票所入場券」が届かなかった場合や、紛失された場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、当日受付で申し出てください。

## 期日前投票

仕事や用事のため、投票日に投票所へ行けない人は、期日前投票ができます。  
※投票所入場券の裏面の宣誓書にあらかじめ記入していただくとう受付がスムーズに済みます。  
投票期間 3月14日(月)～19日(土)  
投票時間 午前8時30分～午後8時  
投票場所 市役所1階 会議室B

## 不在者投票

- ①不在者投票ができる施設として指定を受けている病院や施設に入院・入所中の人は、その施設内で不在者投票ができますので、早めに施設へ申し出てください。
- ②選挙期間中、他の市町村に滞在している人は、橋本市選挙管理委員会に投票用紙などの請求を行い、交付を受けた上で、滞在地の市町村選挙管理委員会ですべて投票ができます。
- ③事前に郵便等投票証明書の交付を受け、身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人は、その障がいの程度により郵便投票ができます。また、介護保険で「要介護5」に認定されている人も郵便投票ができます。
- ④新型コロナウイルス感染症のため、宿泊・自宅療養などを行っている人で、一定の要件に該当する人は、特例郵便等投票ができます。

## 開票

開票日時 3月20日(日) 午後9時10分～  
開票場所 市民会館

## 問い合わせ

橋本市選挙管理委員会 ☎33-1186



## 選挙公報・啓発チラシを配布します

選挙公報とは、候補者の氏名、経歴、政見、写真などを掲載した文書で、新聞折り込みにより各家庭に配布します。  
また、橋本市選挙管理委員会、各地区公民館および市ホームページから入手することもできますので、投票の際にご利用ください。新聞を購読していない家庭で、選挙公報が必要な場合は、橋本市選挙管理委員会へご連絡ください。



新型コロナウイルス感染症の影響により、今月号に掲載している催しなどは中止または延期となる場合があります。また、公共施設についても休止する場合があります。詳しくは、市ホームページなどをご確認ください。

今月のかけ橋人

かける 橋本人

子どもたちと共に

橋本市青少年育成市民会議 会長  
あかいまさのり  
赤井 正憲さん (高野口町上中)

最近では昔ながらの遊びを知らない子どもが多く、外で思い切り遊ぶことも減っていると感じます。健全育成を通じて、子どもたちが安全安心に遊べる環境を作りたいと思っています。  
子どもたちと一緒に遊ぶことでいつも元気をもらっています。普段から子どもと触れ合っていると、子どもから声をかけてくれることが増え、活動の励みとなっています。  
「地域の子供は地域で育てる」ことが大切です。地域の宝である子どもたちが楽しく育っていける地域づくりを目指し、これからも子どもたちに寄り添っていきたく思います。

## 目次

- 3 特集 橋本市長選挙へ行こう
- 4 特集 頼れるリーダー 青指連!
- 6 特集 かがやく笑顔をもとめて
- 8 情報ワイド
  - ▶ 特定健康診査のお知らせ
  - ▶ 集団接種のお知らせ
  - ▶ 非課税世帯等への10万円給付
  - ▶ 消防団員募集
- 10 情報ひろば
- 16 タウン情報
- 17 子育てぱーく
- 18 本のひろば
- 19 健康カレンダー
- 20 フォトトピックス

## 今月の表紙



橋本市長選挙を初めて経験する18歳の皆さん。市内の各高等学校に撮影協力していただきました。